

【65 解説文】 大震災避難民救護状況報告（大正十二年：一九二三年）（A）

〔表紙〕
大正十二年

〔朱印〕
永年保存

雑事
地方 知事官房

庶収第二五二六号 ㊟（収受印）

大正十二年九月十二日

高崎市長 土谷全次印

群馬県内務部長殿

避難民救護状況報告ノ件

〔避難民救護状況報告の件〕

標記ノ件、左記ノ通及ニ報告ニ候也

〔標記の件、左記の通り報告に及び候也〕

記

一、避難民通過ノ際ニ於ケル救護状況

〔一、避難民通過の際に於ける救護状況〕

当高崎駅ハ信越・両毛・上越三線ノ分岐

〔当高崎駅は信越・両毛・上越三線の分岐〕

点ニアルヲ以テ、避難民満載ノ列車ハ、当

〔点にあるを以（もつ）て、避難民満載の列車は、当〕

駅ニ至ルヤ過半数下車、或ハ乗替ヲ為ス

〔駅に至るや過半数下車、或（ある）いは乗り替えを為（な）す〕

〔併〕スヲ以テ、其混雑名状スベカラズ、此間ニ

〔を以て、其（そ）の混雑名状（めいじょう）すべからず、此（こ）の間に〕

アリテ、当市諸救護班（市救護班ヲ主

〔ありて、当市諸救護班（市救護班を主）

脳トシ、在郷軍人・中女学生・青年団・婦

〔脳とし、在郷軍人・中女学生・青年団・婦〕

人会・各宗教会・救世軍）ハ迅速ニ

〔人会・各宗教会・救世軍）は迅速（じんそく）に〕

活動シテ、食糧（にぎり飯）菓子（パン類）

〈活動して、食糧（にぎり飯）菓子（パン類）〉

飲料水ヲ給与シ、負傷セル者ハ医師会

〈飲料水を給与し、負傷せる者は医師会〉

派遣ノ看護婦ガ懇切ニ保護シ、ホーム

〈派遣の看護婦が懇切に保護し、ホーム〉

ニ治療所ニテ治療セシメ、重傷者ハ別

ノ治療所にて治療せしめ、重傷者は別

ニ設ケタル収容所ニ運ビ、軽傷者ノ内、出

〈に設けたる収容所に運び、軽傷者の内、出〉

発希望者ハ休養後、随意ニ出発セシム

〈発希望者は休養後、随意に出発せしむ〉

二、避難地ニ到着後ノ救護状況

〈二、避難地に到着後の救護状況〉

当市ニ避難セルモノ、内、健康ナルモノニテ、

〈当市に避難せるものの内、健康なるものにて、〉

宿泊スベキ所ナキモノハ、各宿泊所（高盛

〈宿泊すべき所なきものは、各宿泊所（高盛）〉

座其他）ニ休泊セシメ、市内ニ知己アル

〈座其他）に休泊せしめ、市内に知己（ちき）ある〉

モノハ、一応行き先ヲ尋ネ、任意ニ出発セシム、

〈ものは、一応行き先を尋ね、任意に出発せしむ〉

負傷者ノ取扱ハ第一ニ同ジ、但シ知己アル

〈負傷者の取扱いは第一に同じ、但（ただ）し知己ある〉

モノニハ、急速ニ通知シテ看護セシメ、或ハ

〈ものには、急速に通知して看護せしめ、或（ある）いは〉

引取ラシム、^{宿泊}避難所ハ劇場・寺院等

〈引き取らしむ、^{宿泊}避難所は劇場・寺院等〉

ナレバ、バラック式ト異リ設備完全シ、避

〈なれば、バラック式と異なり設備完全し、避〉

難者ヲ安息セシムルニ充分ナリ、

〈難者を安息（あんそく）せしむるに充分なり、〉

宿泊者ニハ食事其他ノ慰問品ヲ給与シ、

〈宿泊者には食事其（そ）の他の慰問品を給与し、〉

又其相談ニ応ジテ、適宜ノ処置ヲ取り

〈又其の相談に応じて、適宜の処置を取り〉

居レリ、而シテ此等ノ避難者ノ大部分ハ、

〈居れり、而（しか）して此等（これら）の避難者の大部分は、〉

翌朝各目的地ニ出発スルヲ例トセリ、

〈翌朝各目的地に出発するを例とせり、〉

避難者ノ内全然知己ナク、唯呆然、当

〈避難者の内全然知己（ちき）なく、唯（ただ）呆然（ぼうぜん）、当〉

市ニ来レルモノニ対シテハ、市内ノ有志ニシテ

〈市に来れるものに対しては、市内の有志にして〉

避難者救護方申出ノ者ノ家ニ送届ケ、其

〈避難者救護方（かた）申し出の者の家に送り届け、其の〉

心神ノ静養ニ努メシム

〈心神の静養に努めしむ〉

一及二ノ救護費支弁方法

〈一及び二の救護費支弁（しべん）方法〉

生活上緊急且必要ナル救護費、例ヘハ

〈生活上緊急且（か）つ必要なる救護費、例（たと）えば〉

主要糧食・炊出費・救療用薬品等ハ、

〈主要糧食・炊出費・救療用薬品等は、〉

県費ヲ以テ支弁シ、慰問ノ性質ヲ帯ブ

〈県費を以て支弁し、慰問の性質を帯ぶ〉

ル費用、例ヘバ水瓜・氷水等ノ費用、病人ニ

〈る費用、例えば水瓜・氷水等の費用、病人に〉

与フル牛乳・菓子等ノ如キハ、市内有志ノ

〈与うる牛乳・菓子等の如きは、市内有志の〉

寄附及市費ヲ以テ、之ニ充ツル予定ナリ

（寄附及び市費を以て、これに充（あ）つる予定なり）

三、避難民数調

第一報

	前回迄ノ計		計	備考
	自九月二日 至九月十一日分			
県内ニ居据ラント スルモノ、数	—	一七七二	一七七二	
一時避難シタルモノ ノニシテ他日他へ 転住スルモノ、数	—	八六一六 二十七八	八六一六 二十七八	
親戚知己ナク呆然 避難シタルモノ、数	—	五	五	
計	—	一〇三九三 三九五五	一〇三九三 三九五五	

（ママ）
特志家市内

表中親戚知己ナク、呆然避難シタルモノ五名ハ、
（表中親戚知己なく、呆然避難したるもの五名は、特志家市内）

赤坂町瀬川松次郎方ニ於テ、家族同様ノ待遇ヲ受け居レリ

（赤坂町瀬川松次郎方に於いて、家族同様の待遇を受け居れり）

右ニ対スル其住所其他ハ、目下調査ニ付キ追報致ス可候

（右に対する其の住所其他は、目下調査に付き追報致すべく候）